【動物用医薬品特例店舗販売業許可申請手続きについて】

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
受付時間　平日　午前　８：３０～１１：３０　午後　１：００～４：３０

必要書類

必　要　書　類	注　意
□　動物用医薬品特例店舗販売業許可申請書	○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○　申請書の３「店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要」については、営業時間及び営業時間外で相談を受ける時間があればその時間の記載 ○　申請書の４「法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名」は、 ・株式会社にあっては、代表取締役及び薬事に関する業務に責任を有する役員 ・協同組合等にあっては理事長及び法の許可に係る業務を担当する理事又は農協法第４１条で定める参事及びその監督下にある法の許可等に係る業務を担当する使用人の氏名 を記入 また、組織規定（図）又は業務分掌表等、薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類を添付してください
□　店舗所在地の略図	○　店舗の場所を赤枠等で明確にしてください
□　店舗の平面図	
□　店舗において販売、授与する医薬品の区分を記載した書類（特例店舗においては、「指定医薬品以外の医薬品」のみ取扱可能） □　特定販売に関する項目を記載した書類	○　様式は問いませんが、特例添付書類（参考様式）がありますので、そちらをご利用ください ※特例店舗は地域の状況を勘案して許可された店舗であることから、特定販

※インターネット等で広く広告を行う場合は店舗販売業の許可を申請してください	売を実施する場合は、販売先を申請する家保の管内とします。
□　品目表１	○　取り扱いたい動物用医薬品について記入してください ※すべてが許可されるとは限りません ○　取り扱える品目は最大 30 品目です
□　登記事項証明書	○　申請者が法人である場合には添付してください

□　**手数料**：２９，２００円

○　令和８年９月 30 日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年 10 月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月 30 日までに購入された収入証紙については、令和９年３月 31 日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に〇がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※　受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入検査を行います。

※　不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

〇〇留意事項〇〇

※　特例店舗においては、許可証に記載されている動物用医薬品以外は販売できません。

※　箱を開けて分割して販売することはできません。